

ア 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用用排水施設から⑪の連絡農道までの事業その他これらに類する農地等の整備の実施（以下「農地等の整備」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量設計費 (c) 機械器具費 (d) 営繕費 (e) 用地費及び補償費 (f) 全体実施設計費 (g) 換地費 (h) 工事雑費	<p>支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。</p> <p>工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費</p> <p>工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数が工事期間を超えるものを除く。）</p> <p>工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借りに必要な経費</p> <p>別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用用排水施設から⑦の農用地保全まで、⑨の土地改良施設保全から⑫の林道・作業道まで、⑯の産地振興追加補完整備及び⑰の小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>ただし、⑯の産地振興追加補完整備については、別表3の要件類別1の第1の表の事業メニュー欄における同項目のうち、(9)から(12)までの事業を除く。</p> <p>別表3の1の第3及び2の第3に掲げられている事業メニューについては、補償費に限るものとする。</p> <p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第2号に定める区画整理及び同項第3号に定める農用地の造成に要するものに限る。</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち、農山漁村発イノベーション整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3</p>
--	--

<p>2 交換分合事業費</p>	<p>農振第3019号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。)の記の2によるものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条の2に定める交換分合に要するものに限る。</p>
------------------	--

イ 別表2の事業メニュー欄に掲げる⑦の農林漁業・農山漁村体験施設のうち、林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 造林費 (a) 新植費 (b) 改良費 (c) 補植費 (d) 保育費</p>	<p>地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等 (なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 (竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等 下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p>
<p>2 工事雑費</p>	<p>附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。</p>

(2) 共同利用機械器具

別表2の事業メニュー欄のうち、⑬の高生産性農業用機械施設及び⑭の林業機械施設に係るものその他の機械器具の購入(以下「機械器具の購入」という。)に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 附属機械</p>	<p>機械器具は、汎用性がないものに限る。</p>
---	---------------------------

器具購入費	
2 工事雑費	<p>本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料 (車両購入費にあっては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。)</p> <p>ただし、現地着単価によって購入するときは、運送料を除くものとする。</p>

(3) 建築工事及び製造請負工事

農地等の整備及び機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費	
(a) 建築工事費	
(b) 製造請負工事費	
(c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

(4) 創意工夫発揮事業

第4の3の創意工夫発揮事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、実施する事業の内容に応じて（1）から（3）までの規定を準用する。

(5) 農山漁村活性化施設整備附帯事業

第4の4の農山漁村活性化施設整備附帯事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 報酬	委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。））に対する報酬
2 給料	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用

	職員及び地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項又は第 4 項の規定により任用された者（以下「臨時の任用職員」という。）に対する給料
3 職員手当等	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時の任用職員）に対する職員手当等
4 報償費	謝金
5 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
6 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の使途等について（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1740 号農林水産事務次官依命通知。）に基づくものとする。
7 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
8 委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
9 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
10 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原則として、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
11 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

（6）附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の別表 3 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額を上限とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 1 によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品の購入経費については、原則として交付の対象としない。

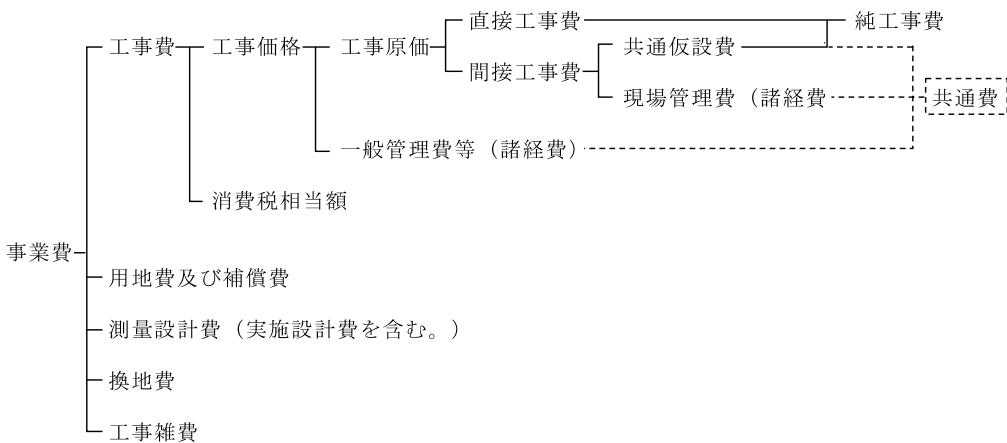
2 交付対象事業費の構成

1 の（1）から（3）までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

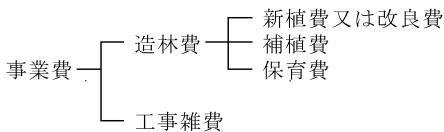
（1）土地基盤の整備

ア 請負施行の場合

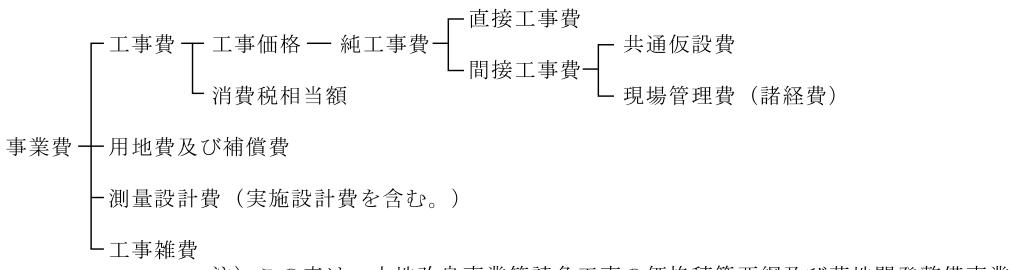
(ア) 農地等の整備



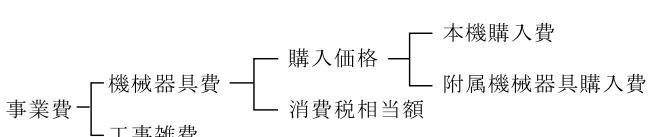
(イ) 林地等の整備



イ 直営施行の場合

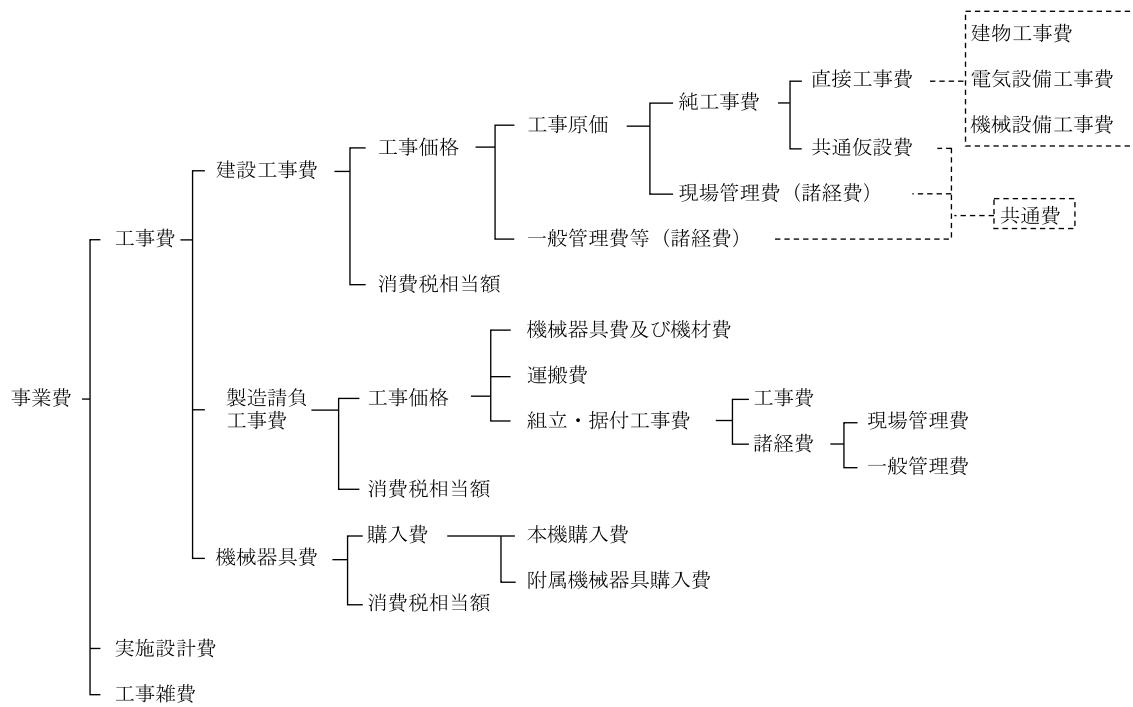


(2) 共同利用機械器具

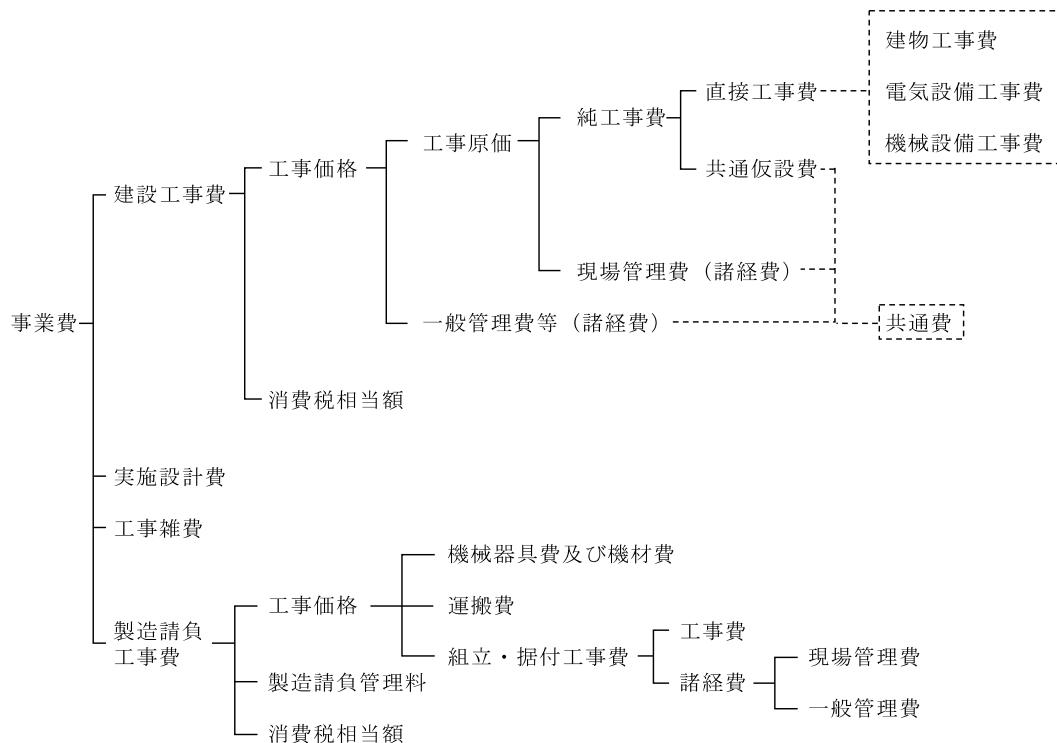


(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（1）にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

（1）土地基盤の整備

ア 工事費

（ア）積算の方法

a 土地基盤の整備は、原則として、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）、草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。

b 林道・作業道等については、別表 2 の事業メニュー欄に掲げる⑫の林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号農林水産省林野庁長官通知）及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 137 号農林水産省林野庁長官通知）に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、1 の（6）のアの附帯事務費の額に含むものとする。

（イ）支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、（3）に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負

費とする。

ウ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定についてに準じて行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、(3)のウに定めるところによるものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

b 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経

理課長通知)に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施工にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあっては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用

安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする、次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用

通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料

契約保証費 雜費	契約保証に必要な費用 社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目 にも属さない費用
-------------	---

(力) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

- (イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- (ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第 10 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体（計画主体である事業実施主体は除く。）は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を計画主体に届け出るものとする。

届出を受けた計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な実態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業の遂行状況等について計画主体の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるとともに、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第21の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して、計画主体にこれらを提出し実績を報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合には、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真、領収書等を添付して、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 11 事業実施後の評価等

1 事業活用活性化計画目標に係る事業実施後の評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度以降に実施するものとし、交付対象事業に係る事業実施後、原則として3年間の効果発現状況を把握する期間（以下

「評価期間」という。)を確保するものとする。

- (1) 計画主体は、事業活用活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、活性化計画に目標を記載した場合、目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するよう努めるものとする。
- (3) 計画主体は、(1)及び(2)の第三者の意見を付して、公表した評価を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。評価の報告は、事業活用活性化計画目標等評価報告書(以下「評価報告書」という。)により、参考様式1－4を用いて評価期間の終了直後の9月末日までに行うものとする。
- (4) 農林水産大臣は、(3)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。また、(3)の規定により報告を受けた事業活用活性化計画目標の達成率が70%未満の場合、計画主体に対して指導、助言等を行うものとする。
- (5) 計画主体は、事業活用活性化計画目標に地域産物の販売額の増加を選定した場合は、事業完了翌々年度及び3年後の6月末までに、当該施設の販売額(経営全体を含む。)及び営業利益(経営全体)を参考様式1－6を用いて作成し、地方農政局長等を経由して農村振興局長に報告するものとする。

2 中間点検

4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うよう努めるものとする。

また、評価期間中に事業活用活性化目標の達成率が70%を下回ることが見込まれる場合は、地方農政局長等に報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、計画主体に対して、目標達成率を高められるよう指導、助言等を行うものとする。

3 事業実施後の評価後の措置

- (1) 1の事業実施後の評価の結果、事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が100%未満である場合、計画主体は、その要因を分析し、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を参考様式1－5を用いて作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする(自然災害、経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。)。また、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

- (2) 計画主体は、(1)の第三者の意見を付して、公表した改善計画を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
- (3) (2)の規定により提出を受けた農林水産大臣は、目標の達成が見込まれない(事業活用活性化計画目標の達成率が70%未満であることをいう。)計画主体に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。
- (4) 事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が100%未満である計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることができるものとする(自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。)。
- (5) (1)及び1の事業実施後の評価の結果、事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が100%以上の場合は、地方農政局長等は、事業評価年度以降も、計画主体及び事業実施主体に対し、事業実施後の状況について調査を求めることができる。

4 公表

1の(1)の評価結果及び3の(1)の改善計画の公表については、第2の4の規定を準用する。

5 計画主体による施設等の利用状況の把握

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、事業実施主体が利用計画において定める、施設等の利用に係る目標値に対する実績値を毎年度的確に把握するものとする。施設等の利用状況が3年間継続して低調(目標値に対する実績値の達成率が3年間連続して70%未満であることをいう。)である場合、計画主体は、その要因を分析し、改善に向けた取組を行うものとする。計画主体が事業実施主体でない場合には、計画主体は、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導するものとする。

6 発電施設の整備に係る評価等

発電施設の整備を実施する場合、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況について評価を行うものとする。

第12 事業の状況報告

- 農林水産大臣は、必要に応じ、計画主体に対して、これらの事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき補助金の返還を求める事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、計画主体に対して、交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第13 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第14 発電施設の整備規模等

- 1 本事業により整備された発電施設により発電される電力については、天候や時間帯により発電時期に制約があるため、振替供給方式とすることにより活性化施設等の運転・操作等のための電力に有効に充てられるようとする。なお、電力を必要とする活性化施設等に隣接して設置する発電施設等にあっては、専用の電力線による直接供給もできるようにして、災害等により停電が生じた場合などにおける活性化施設等の一部機能の確保に努める。
- 2 本事業により発電施設を整備する場合の発電規模は、当該施設の運転・操作等に必要な年間需要電力量の総和とおおむね同水準、又はそれ以下とする。
- 3 売電収入の会計処理に当たっては、複式簿記を用いるなど適正な会計処理を行い、目的以外の利用がないようにすることとする。

第15 固定価格買取制度との調整

- 1 別表2の⑬自然・資源活用施設を整備し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 発電施設等を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1の調整を除いた額）が、電力供給対象施設に係る電力量、受電・発電に必要な費用及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。また、売電収入については、発電施設、活性化施設等の電力量に充当するほか、これらの施設等の維持管理費（建設改良積立金、災害準備積立金等を含む）に充当する。

第16 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 2 荒廃農地の発生防止、解消等に関する施策
- 3 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に定める地域再生計画に基

づく施策

- 4 畦島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に定める畦島振興計画に基づく施策
- 5 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 に定める定住自立圏共生ビジョンに基づく施策
- 6 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靭化地域計画に基づく施策
- 7 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に定める実施計画に基づく施策
- 8 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策
- 9 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 8 条第 2 項に定める指定棚田地域振興活動計画に基づく施策
- 10 農山漁村滞在型旅行（農泊）を促進する観点から、農泊地域協議会との連携に関する施策
- 11 農業と福祉との連携を促進する観点から、農業分野における障害者等の雇用に関する施策
- 12 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 13 「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

(別紙 1)

事業活用活性化計画目標及び評価指標について

実施要領別記3の第2の1の(1)のエの事業活用活性化計画目標及び評価指標の項目は以下のとおりとする。

1 事業活用活性化計画目標

- ・子ども農山漁村交流の促進
- ・農林水産物等の販売・加工促進
- ・農山漁村への定住促進
- ・農観連携・グリーンツーリズムの促進
- ・農福連携の促進
- ・山村活性化の促進
- ・農山漁村における雇用の増大
- ・中山間地農業の振興
- ・棚田地域振興の促進

2 評価指標

定住促進対策事業	交流対策事業
<ul style="list-style-type: none">・雇用者数（新規就農者等を含む）の増加・地域産物の販売額の増加・定住人口の維持・増加	<ul style="list-style-type: none">・滞在者数及び宿泊者数の増加・地域産物の販売額の増加・交流人口の増加

(別紙2)

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）の配分基準

区分	優先採択ポイントの考え方	ポイント
1	離島振興計画 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業であるもの	1
2	G F P グローバル产地計画 「輸出事業計画（G F P グローバル产地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたG F P グローバル产地計画に従って実施する事業である。	1
3	耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行うもの 注： 耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。	1
4	地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置付けられている事業であるもの	1
5	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業であるもの	1
6	定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業であるもの	1
7	国土強靭化施策	

	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靭化地域計画に位置付けられている事業であるもの	1
8	<p>教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組</p> <p>以下の①から⑧までに該当する取組であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども農山漁村交流プロジェクトの取組 ②高齢者の生きがい及び障害者の就労雇用を目的とする福祉農園等の開設整備にかかる取組 ③農泊地域協議会（別記 4 第 1 に規定する地域協議会）と連携した取組 ④「みんなの廃校」プロジェクトの取組 ⑤重点「道の駅」の取組 ⑥ジオパークによる地域活性化の取組 ⑦世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組 ⑧世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組 	各 1
9	女性の能力の積極的な活用	1
	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3269 号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組を実施する事業であるもの	
10	<p>地域別農業振興計画</p> <p>中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に規定する地域別農業振興計画に位置付けられている事業であるもの</p>	3
11	次世代農業農村振興計画	1
	国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付 7 構造改D 第 157 号農林水産事務次官通知）第 4 の 2 の (2) の①に規定する次世代農業農村振興計画に位置付けられている事業であるもの	
12	<p>指定棚田地域振興活動計画</p> <p>棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 10 条に規定する認定棚田地域振興活動計画に位置付けられている事業であるもの</p>	1

13	<p>みどりの食料システム法に基づく取組</p> <p>以下の①から③までのいずれかに基づいた取組を実施する事業であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどり法第 16 条第 1 項に基づき認定を受けた環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 ②みどり法第 19 条第 1 項に基づき認定を受けた環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第 21 条第 1 項に基づき認定を受けた特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画 ③みどり法第 39 条第 1 項に基づき認定を受けた基盤確立事業の実施に関する計画 	1
14	<p>デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組であるもの</p>	1

別表 1

交付対象事業	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
(1) 生産基盤及び施設の整備（活性化法第5条第2項第2号イ）	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等（活性化法第5条第5項に定める農林漁業団体等をいう。）であって以下に掲げるものとし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。 都道府県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定める水産業協同組合をいう。以下同じ。）、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）、一般社団法人又は一般財団法人（農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下同じ。）、教育委員会、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下同じ。）、NPO法人、地域協議会、地域再生推進法人（地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に定める地域再生推進法人をいう。以下同じ。）、計画主体が指定した者、地方公共団体の一部事務組合、受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入を行う農林漁家等で組織する協議会をいう。以下同じ。）、地方公共団体が組織する法人	活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること。 また、以下のいずれかに該当する施設等であること。 (1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること (2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること (3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること (4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること (5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること (6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること (7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること (8) 指定棚田地域の振興に必要な施設等であること そのほか、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。	定額、1/2以内 ただし、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に定める奄美群島をいう。）は6/10又は5.2/10以内、七法指定地域等（次の（1）から（8）までの要件のいずれかに該当する地域をいう。）は5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3以内とする。 (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。 (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤
基盤整備			
生産機械施設			
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者等技術習得管理施設			
(2) 生活環境施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ロ）			
簡易給排水施設等			
農山漁村定住促進施設			
(3) 地域間交流拠点施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ハ）			
地域資源活用総合交流促進施設			
農林漁業・農山漁村体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
(4) その他省令で定める事業（活性化法第5条第2項第2号ホ）			
地域資源活用起業支援施設			
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
指定棚田地域保全整備			

			<p>整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）</p> <p>(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>ただし、別表 2 に定める要件類別ごとに別表 3 に定めるものとする。</p>
<p>(5) (1) から (4) までの事業と一体となつて実施する事業事務（活性化法第 5 条第 2 項第 3 号）</p> <p>創意工夫發揮事業</p> <p>農山漁村活性化施設整備附帯事業</p>	—	<p>活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1) から (4) までの事業と一体となつて、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。</p>	<p>一体となつて実施する (1) から (4) までの事業の交付率と同率とする。</p> <p>ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については、1 / 2 以内とする。</p>

別表2
事業メニューごとの要件類別

交付対象事業	事業メニュー	要件類別	
		1 活性化計画 定住促進 対策事業	2 交流 対策事業
(1) 生産基盤及び施設の整備			
基盤整備	① 農業用排水施設（※） ② 農業用道路（※） ③ 暗渠排水（※） ④ 客土（※） ⑤ 区画整理（※） ⑥ 農地造成（※） ⑦ 農用地保全（※） ⑧ 交換分合（※） ⑨ 土地改良施設保全 ⑩ 農業集落道 ⑪ 連絡農道 ⑫ 林道・作業道		
生産機械施設	⑬ 高生産性農業用機械施設 ⑭ 農業経営改善安定機械施設 ⑮ 林業機械施設 ⑯ 特用林産物生産施設	○	
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ 農林水産物処理加工施設 ⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設	○	
新規就業者等技術習得管理施設	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設	○	
(2) 生活環境施設の整備			
簡易給排水施設等	㉐ 簡易給排水施設 ㉑ 飲雑用水・防災安全施設	○	
農山漁村定住促進施設	㉒ 農山漁村定住促進施設	○	
(3) 地域間交流拠点施設の整備			
地域資源活用総合交流促進施設	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設 ㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設 ㉕ 地域資源活用交流促進施設 ㉖ 地域連携販売力強化施設		○
農林漁業・農山漁村体験施設	㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	○	○
自然環境等活用交流学習施設	㉘ 自然環境保全・活用交流施設 ㉙ 宿泊体験活動受入拠点施設 ㉚ 教養文化・知識習得施設		○
(4) その他省令で定める事業			
地域資源活用起業支援施設	㉛ 地域資源活用起業支援施設	○	
地域資源循環活用施設	㉜ リサイクル施設 ㉝ 自然・資源活用施設	○	○
地域住民活動支援促進施設	㉞ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 ㉟ 船舶離発着施設	○	○
農地等補完保全整備	㉟ 産地振興追加補完整備 ㉞ 小規模農林地等保全整備	○	
景観・生態系保全整備	㉙ 景観・生態系保全整備	○	○
指定棚田地域保全整備	㉚ 指定棚田地域保全整備	○	○

（※1）事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までについては、第5の2の(26)に規定する場合に実施可能。

（※2）事業メニュー欄のうち、⑨の土地改良施設保全から⑫の林道・作業道及び⑯の小規模農林地等保全整備については、第5の2の

(27)に規定する場合に実施可能。